

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人明海大学
②設置大学名称	明海大学
③担当部署	歯学部事務部庶務課
④問合せ先	049－285－5111
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 15 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 18 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.meikai.ac.jp/about/activities/governance/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	ホームページ、学生便覧、大学案内その他各種媒体に掲載・明示するとともに、あらゆる機会を通じて広く学内外に周知しています。 また、建学の精神及び本学の使命・目的を達成するため、学生、教職員が共有する価値観を「ミッション・ビジョン・バリュー」として定め、ホームページで公開しているほか、入学式や FD・SD 研修会などで説明動画を放映し、周知しています。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	建学の精神・理念及び教育目的等に基づき、大学、学部学科及び研究科ごとに３つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めています。これらに基づく学修者本位の教育を実現するため「明海大学内部質保証規程」を定め、教育、研究その他の諸活動を継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む体制を整備しています。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「明海大学学長等の選任及び職務規程」にて学長の責務や副学長による学長の補佐体制を、「明海大学学部長等職務規程」にて学部長の責務をそれぞれ明確化しています。また、各学部の教授会規程により、教授会の役割（学長が決定を行うに当たり意見を述べる）を明確化しています。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教員と職員が適切に分担・協力・連携を行うことを可能とするため、学内の各種委員会を教員と事務職員で組織しています。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	各キャンパスの FD・SD 委員会にて研修の年間計画を定め、教職員の資質向上に向けた各種研修を実施しています。全学的な内容に関する研修については、全学合同で研修会を開催しています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	建学の精神を具現化し本学の目的を達成するため「学校法人明海大学中期計画（2022～2027 年度）」（以下「中期計画」という。）を策定するとともに、これに基づく具体的な事業計画を毎年度策定しています。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	事業計画の進捗状況を理事会や評議員会などで逐次報告し、学内で共有を図っています。また、毎年度作成する事業報告書に計画の進捗・達成状況を記載し、大学ホームページにて公表しています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、社会情勢の変化に応じてカリキュラムの再編等を行うなどして、社会の要請に応じた学びの機会を提供しています。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	各キャンパスにおいて地域住民向けの公開講座や子ども向けの講座を開催しています。また、自治体や各種団体と連携協定を締結し、地域の課題解決に向けた取り組みを行っています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生をサポートし適切な学修環境を提供するため「学生相談室」や「障がい学生支援室」を設置しています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現や女性活躍促進に向けた対応に努めています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人明海大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）の定めるところにより、理事に求められる資格や選任過程を明確化しています。

実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為の定めるところにより、理事会の役割や理事の責務を明確にしています。また、評議員会との建設的な協働を行うため、毎回の評議員会に理事長のほか学長・副学長を兼務する理事等が出席し、評議員との意見交換を行っています。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営やガバナンスに関する研修を定期的実施しているほか、学外で開催される研修会の情報提供等を適宜行っています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為の定めるところにより、監事及び会計監査人の選任基準及び選任過程を明確化しています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、会計監査人及び内部監査人による三様監査体制を構築するとともに、監査結果について意見交換を行い、監事監査の機能の充実を図っています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	学内の業務執行状況について情報提供を常に行っています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為の定めるところにより、評議員に求められる資格や選任過程を明確にしています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為の定めるところにより、評議員会の招集や決議事項、評議員の責務を明確にしています。また、理事会との建設的な協働を行うため、毎回の評議員会にて出席する理事と意見交換を行っています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営やガバナンスに関する研修を定期的実施しています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人明海大学防火・防災管理規程」を定め災害時の体制について整備しているほか、地震・火災時の避難誘導方法等を定めたマニュアルを作成し、定期的な防火・防災訓練を実施しています。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンスの遵守に関する諸規程を整備し、これらに係る研修の定期的な実施や内部通報窓口の設置を行っています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校法人明海大学情報公開規程を定め、情報公開を適切に行っています。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ホームページへの掲載、事務所への備置き、大学ポータルサイトの活用など、適切な方法により情報公開を行っています。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明